

お知らせ

受験資格に係る年齢要件が 引き下げとなりました！

変更点

仮免取得



普通
仮免許

準中型
仮免許

本免受験



普通
免許

準中型
免許

法改正

仮免許の取得・本免許の受験
可能年齢が

18歳から**17歳6か月**へ

変更となりました。

※運転免許証の交付は18歳以降
となります。



法改正の目的

いわゆる「早生まれ」の高校生についても
在学中に運転免許を取得しやすくするため

例えば、3月生まれの方で4月から就職をする方などは、18歳になってからすぐ指定教習所に通っても4月までに運転免許の取得は困難でしたが、法改正により、余裕をもって取得が可能となりました。



イメージ

～法改正前～

18歳になるまで仮免許の取得及び
本免許の受験は不可×

誕生日
3/1

受験不可

受験可

17歳

18歳

～法改正後～

法改正により、17歳6か月で仮免許の取得
及び本免許の受験が可能に！

誕生日
3/1

受験不可

受験可

9/1～(17歳6か月)

17歳

18歳

Q&A

Q.(普通自動車・準中型自動車の)免許証は17歳で交付されますか。

A.免許証の交付は**18歳から**です。

Q.運転免許試験に合格し、交付前に他都道府県に引っ越した場合の注意点は？①

A.以下注意点となります。

①運転免許証は、**転居先の免許センター等**で交付されます。
(詳しい交付場所等は、転居先の免許センター等へお問い合わせください。警視庁は、運転免許試験場での交付となります。)

②卒業した指定教習所から**「卒業証明書」**の再交付を受ける必要があります。

③新たな運転免許試験の申請となるため、**再度の適性試験、申請に必要な書類(受験した都道府県公安委員会発行の運転免許試験成績証明書等)、運転免許試験手数料、交付手数料が必要**となります。

④**「卒業証明書」**の有効期限は、技能検定を受けた日から起算して**1年間**です。

「成績証明書」の有効期限は、学科試験を受けた日又は技能試験を受けた日から起算して**6か月**です。

Q&A

Q.運転免許試験に合格し、交付前に引っ越した場合の注意点は？②

A.それぞれパターンごとの注意点は以下の通りです。

～想定 A～ 【都内 → 都内】

都内の運転免許試験場で受験申請し、合格後都内の別の場所に転居した場合

①都内の運転免許試験場で、試験合格後「成績証明書」の交付を受ける



②18歳以降、かつ、学科試験及び適性試験を受けた日から1年以内に可能な限り受験した運転免許試験場で免許証の交付を受ける

免許証交付時必要書類

- ・成績証明書（お持ちの方）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、資格確認書等）
- ・新しい住所が確認できる書類（新住所は裏面記載となります。）
- ・免許証交付手数料

IC 免許
2,350円

マイナ免許
1,550円

マイナ免許 & IC 免許
2,450円

※あらかじめ来場される運転免許試験場へ**交付の時間等**をお問い合わせください。

※受験した運転免許試験場と免許証の交付を希望する運転免許試験場が異なる場合は、あらかじめ**受験した運転免許試験場**へお問い合わせください。

原則は、受験した試験場での交付となります。

受験した試験場と免許証の交付を希望する試験場が異なる場合は、**交付までにある程度日数がかかります。**
その際は、早めのご連絡をお願いします。



Q&A

Q.運転免許試験に合格し、交付前に引っ越した場合の注意点は？③

～想定 B～ 【都内 → 他道府県】

都内の運転免許試験場で受験申請し、合格後他道府県へ転居し、他道府県で免許証の交付を受ける場合

①都内の運転免許試験場で、試験合格後「**成績証明書**」の交付を受ける



②卒業した指定教習所から「**卒業証明書**」の再交付を受ける

※都内で提出した卒業証明書は返却できません。



③他道府県の免許センター等で**適性試験**を受ける



④**18歳以降**、かつ、**適性試験を受けた日から1年以内**に他道府県の免許センター等で免許証の交付を受ける

※交付を受ける場所や時間、免許証交付時に必要な書類等については、転居先を管轄する免許センター等へお問い合わせください。

※都内で提出した申請書類とは別に、転居先の免許センター等で、申請書類一式の提出、手数料の支払い、適性試験の受験が必要となります。

引っ越して別の公安委員会に申請をする場合は、新たな申請という形になります。よって、再度申請書類一式が必要かつ適性試験も再度受ける必要があります。



Q&A

Q.運転免許試験に合格し、交付前に引っ越した場合の注意点は？④

～想定C～ 【他道府県 → 都内】

他道府県の免許センターで受験申請し、合格後都内へ転居し免許証の交付を受ける場合

①他道府県の免許センター等で、試験合格後「成績証明書」の交付を受ける



②卒業した指定教習所から「卒業証明書」の再交付を受ける



※他道府県で提出した卒業証明書は返却されません。

③都内の運転免許試験場に来場の連絡をする



府中運転免許試験場
☎ 042-362-3591

綾洲運転免許試験場
☎ 03-3474-1374

江東運転免許試験場
☎ 03-3699-1151

④都内の運転免許試験場で適性試験を受ける



免許申請時必要書類

- ・成績証明書 ・卒業証明書 ・本人確認書類(マイナンバーカード、資格確認書等)
- ・本籍記載の住民票(発行6か月以内・東京都住所のもの)
- ・申請用写真(縦3cm 横2.4cm) ・運転免許試験手数料(下記の通り)

●普通免許・・・1,900円 ●準中型免許・・・1,650円

⑤18歳以降、かつ、適性試験に合格した日から1年以内に都内の運転免許試験場で免許証の交付を受ける

免許証交付時必要書類

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、資格確認書等)
- ・免許証交付手数料(下記の通り)

IC免許
2,350円

マイナ免許
1,550円

マイナ免許&IC免許
2,450円

成績証明書、卒業証明書の有効期間内で18歳以降であれば、④と⑤を同日に行うことも可能です。



※交付を受ける場所は運転免許試験場となります。受付時間等については、下記運転免許試験場へお問い合わせください。

※免許取得時にマイナ免許証をご希望の方は、運転免許試験場へ連絡後、[警視庁行政手続オンライン](#)にて受付可能日時に来場予約をお願いします。

※他道府県で提出した申請書類とは別に、都内の運転免許試験場へ申請書類一式の提出、手数料の支払い、適性試験の受験が必要となります。

リンク

▼警視庁ホームページ

普通免許試験

(指定教習所を卒業又は検査合格証明書をお持ちの方)

準中型免許試験

(指定教習所を卒業又は検査合格証明書をお持ちの方)

普通免許試験

(直接試験場で受験される方)

準中型免許試験

(直接試験場で受験される方)

路上練習申告書について



警視庁運転免許本部
免許管理課